

第 1 回伊賀市自治基本条例審議会 議事録

開催日時	令和 3 年 11 月 5 日（金）15:30～17:30
開催場所	伊賀市役所 5 階 全員協議会室
出席委員	岩崎 恭典（【1 号委員】四日市大学） 岩崎 恭彦（【1 号委員】三重大学） 藪田きみ子（【2 号委員】公募委員） 森本 欣秀（【2 号委員】公募委員） 菅野 祖聖（【2 号委員】公募委員） 上田 真希（【3 号委員】桐ヶ丘地区住民自治協議会） 南 徹雄（【3 号委員】東部地域住民自治協議会） 田中 利也（【3 号委員】島ヶ原地域まちづくり協議会） 奥澤 重久（【3 号委員】西柘植地域まちづくり協議会） 山本 正（【3 号委員】ゆめが丘地区住民自治協議会） 岩崎 吉和（【3 号委員】韮田自治協議会） 村上 靖尚（【3 号委員】阿波地域住民自治協議会） 加納 圭子（【4 号委員】 — ） 西口 真由（【4 号委員】 — ）
欠席委員	中川 智仁（【2 号委員】公募委員）
議事日程	1 開会 2 委嘱状の交付 3 あいさつ 4 伊賀市自治基本条例審議会について 5 会長及び副会長の選任について 6 諮問 7 議事 （1）伊賀市自治基本条例について （2）条例の見直し検討について （3）当面のスケジュール 8 その他
議事概要	<u>1 開会</u> （事務局） 定刻となりましたので、ただいまから、第 1 回伊賀市自治基本条例審議会を始めさせていただきます。 会長が選任されるまでの間、進行を務めさせていただきます、伊賀市企画振興部次長の風隼でございます。どうぞよろしくお願いいたします。 なお会議の公開でございますが、伊賀市審議会等の会議の公開に関する要綱により

まして、審議会等の会議は原則公開とし、会議の傍聴を認めておりますことから、本日の会議を傍聴される方、報道関係者の撮影等がありますので、ご了解とともにご理解をお願いしたいと存じます。また、本日の会議録につきましても公開させていただくこととなりますので、ご了解よろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の事項に沿って進めさせていただきます。

2. 委嘱状の交付

(事務局)

事項2の委嘱状の交付でございます。

お手元に委嘱状をお配りさせていただいております。本日から2023年11月4日までの2年間どうぞよろしくお願いします。

それでは、私の方から委員の皆さんを名簿順にご紹介させていただきます。

1号委員(学識経験者): 岩崎 恭典 様、岩崎 恭彦 様

2号委員(公募): 薮田 きみ子 様、森本 欣秀 様、菅野 祖聖 様

3号委員(住民自治協議会の代表者): 上田 真希 様、南 徹雄 様、田中 利也 様、
奥澤 重久 様、山本 正 様、岩崎 吉和 様、村上 靖尚 様

4号委員(市長が特に認めた者): 加納 圭子 様、西口 真由 様

なお本日、中川委員から欠席の連絡をいただいております。

3. あいさつ

(事務局)

続きまして、3つ目の事項「あいさつ」でございますが、この後の事項6の「諮問」の際に改めて、市長よりごあいさつさせていただきますので、次の事項へ進めさせていただきます。

★事務局紹介

ここで事務局を紹介させていただきます。

事務局を預かっておりますのが、企画振興部総合政策課でございます。

企画振興部次長の風隼でございます。

総合政策課長の中矢でございます。

同じく総合政策課の竹森でございます

同じく総合政策課の内田でございます。

同じく総合政策課の田中でございます。

企画振興部長の藤山ですが、現在、他の会議と重なっておりますので、終わり次第こちらに出席いたします。

★資料の確認

事項の４番に入らせていただく前に、本日配布させていただきました資料をご確認させていただきます。

事項書下に資料一覧を記載しておりますが、

- ・伊賀市総合計画審議会委員名簿
- ・資料１ 伊賀市自治基本条例審議会条例
- ・資料２ 伊賀市自治基本条例の意義と課題
- ・資料３ 伊賀市自治基本条例の見直し検討状況
- ・資料４ 伊賀市自治基本条例見直し検討の進め方
- ・資料５ 当面のスケジュール
- ・参考資料１ 伊賀市自治基本条例見直し方針
- ・参考資料２ 新市建設計画

以上ですが、資料の過不足がございましたら、事務局へお声かけください。

４．伊賀市自治基本条例審議会について

(事務局)

それでは、事項の４番、当審議会の設置について定めております、審議会条例について、説明させていただきます。

(事務局)

【資料１ 伊賀市自治基本審議会条例の説明】

(事務局)

説明内容につきまして、特にご確認、ご質問等ございますか。

無いようですので、次の事項に入らせていただきます。

５．会長及び副会長の選任

(事務局)

事項５、会長及び副会長の選任についてですが、先程の資料１「伊賀市自治基本条例審議会条例」をご覧ください。

条例第５条では「審議会に会長及び副会長を１人置き、委員の互選によって定める」と規定されております。

会長・副会長の選出につきまして、いかが取り計らったらよろしいでしょうか。

(委員)

事務局で案があれば出していただきたい。

	(委員) 前年度まで検討を進めていただいていた岩崎恭彦先生に会長をお願いしたい。また、この条例策定時に関わっておられた岩崎恭典先生に副会長をしていただけたらどうか。 (委員) 事務局の案ということで、それを聞いてからの方が良いかもしれないが、会長、副会長なので先生１人ともう１人の副会長は自治協の代表の方から選んでいただく形が良いのではないかな。 (事務局) 今、意見が２つありました。三重大の岩崎先生が会長、副会長に四日市大学の岩崎先生という意見と、副会長は自治協の代表の方が良いのではないかなというご意見がありますが、委員の皆さまこの件に関してご意見いかがでしょうか。 (委員) 実際にこの条例で事業を進めていくのは住民自治協議会なので、住民自治協議会の代表が会長、副会長に入るよりは第３者の方に入っていただく方が良いのではなからうかと思うが、事務局はどういう案を持っておられるのか。 (事務局) 私ももっている腹案は、先ほどの委員のご意見とほぼ同じ考え方でして、岩崎恭彦先生に会長になっていただき、過去の条例の経緯をご存知の岩崎恭典先生に副会長になっていただけたらというものです。 (委員) 自治協の代表者がさせていただいても良いが、どちらが良いか皆さんで決めていただければと思う。 (事務局) 事務局案でいくか、副会長に自治協の方というご意見いただきましたが、自治協さんとしては第３者の視点も必要かなということで中々決めにくいのかなと思うので、委員がご提案いただいた案でいかがでしょうか。 (委員) 今日初めてでどういう方が分からない中で、今決めてしまわないといけいないのか。 (事務局)
--	---

審議会としては、最初の会議で決めてしまわないと後の審議の進行が進みませんので、できれば本日決めていただきたい。

(委員)

事務局案で良いのではないか。

(委員)

自治協の方がそれでよろしければそれで異存はありません。

(事務局)

そうしましたら、会長に三重大大学の岩崎恭彦様、副会長に四日市大学の岩崎恭典様でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

－異議なし－

【会長】 岩崎恭彦

【副会長】 岩崎恭典

(事務局)

それでは、ご承認いただきましたので両先生様、会長、副会長席にご移動をお願いいたします。

それでは会長、副会長にそれぞれご挨拶いただきます。はじめに会長様よろしく願いいたします。

(会長)

ただいま会長に選任いただきました三重大大学の岩崎と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。私は 2004 年に三重大大学に赴任し、その翌年の 2005 年からは伊賀市の情報公開審査会で委員をさせていただいております。伊賀市はその点で言うと、とりわけ三重県内でも縁やゆかりが深い地域だと考えております。2017 年から総合計画審議会の会長を仰せつかっており、自治基本条例の検討をそこでも進めてきました。どのような議論があったかについては後ほど共有させていただいて、検討についてのリスタートを切りたいと思うので、どうかよろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。つづきまして、副会長様よろしくお願い申し上げます。

(副会長)

副会長に選任いただきました四日市大学の岩崎です。どうかよろしくお願いします。

私自身が伊賀市と関わったのは伊賀市ができる前でした。後ほど過去のお話はさせていただきますが、それからしばらくは住民自治協議会の形成等について関わらせていただいたのですが、最近は大学の業務も忙しくなりご無沙汰していた。これからまた皆さんと自治基本条例について一緒に検討する機会を与えられたということで非常にうれしく思います。どうか活発なご意見をいただきますようにお願いします。

★会議成立の確認

(事務局)

議事に入らせていただきます前に、本日の会議の成立についてですが、「伊賀市自治基本条例審議会条例」第6条第2項に基づきます、委員の半数以上の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

6. 諮問

★諮問

(事務局)

続きまして、伊賀市自治基本条例審議会条例第2条第1項に基づき、これから審議いただく自治基本条例の見直しに関する事項について、市長から審議会会長へ諮問させていただきます。

—諮問—

(事務局)

それでは市長からごあいさつ申し上げます。

—岡本市長あいさつ—

改めまして皆さんこんにちは。お忙しい中、本日ご出席いただきましてありがとうございます。そして、伊賀市自治基本条例審議会委員をお引き受けいただきまして、本当にありがとうございます。

このたび、皆さんにご検討いただく伊賀市自治基本条例は、合併と同時に、市民が中心となって策定された「新市建設計画」に記載されている「市民が主役となった自治＝伊賀市ならではのまちづくり」をめざして制定されたものです。

伊賀市は今年の11月で市制17年を迎えました。このたび、条例の内容が時代に則した内容や、あるいは構成であるかどうか検討するために、平成29年10月に当時条例の検討を所掌していただいております総合計画審議会へ諮問を行い、一定の方向性をまとめていただいたことから、今後、より具体的な検討を進めるために本審議会を立ち上げ、引き続き見直し検討を進めていただくこととなります。

これからの2年間で重要な審議を皆さま方をお願いすることとさせていただきます。

どうかご協力のほどよろしくお願い申し上げまして、冒頭のごあいさつとお礼の言葉とさせていただきます。よろしくお願いします。

(事務局)

ありがとうございました。市長はこの後、別の公務のため退席させていただきます。

(事務局)

それではこの後は、「伊賀市自治基本条例審議会条例」第6条第1項により、会長が議長となるとありますので、以下の進行について、会長様よろしくお願いします。

7. 議事

(1) 伊賀市自治基本条例について

(会長)

それでは、議事に入りたいと思う。(1)伊賀市自治基本条例について、市町村合併時に伊賀市自治基本条例の策定に携わっていただいた副会長から説明をいただく。

(副会長)

【資料2】について説明。

では、簡単にこの自治基本条例ができた時代背景も含めて話ができればと思う。資料2をご覧いただきたい。弥生時代から日本の人口はずっと伸びてきたが、私たちは何の因果か2005年の人口ピークという歴史に残るようなところを現役世代として通過してしまった。このことは、1974年に合計特殊出生率が2.0を割れて、それからずっと2.0を切っているということから言うと、いずれ来るということは分かっていた。それが実際に来たのが2005年であって、そして今急速に日本全体の人口が減り始めているという中に、私たちは現役世代としている。弥生時代から、基本的に人口が伸びることを前提として日本は様々な仕組みを作ってきた。特に明治維新以降150年の間にとんでもない人口増を日本は経験したが、今度は2005年、2006年あたりをピークにしてとんでもない勢いで人口が減っていく。そういうピークに我々は位置してしまったということを、まずは確認しておきたい。そして、弥生時代以降初めて人口が減っていく中で、これからの日本国民は暮らしていくということだ。

2ページで見ていただくと、今のまま日本全体で人口が減っていくと、2050年には人口が約9,000万人になるだろうと言われている。さすがにこれはまずいということで、安倍内閣の際の地方創生総合戦略は2060年で1億人という人口規模を想定していたが、今のままならおそらく2060年に1億人はキープできない。2050年に人口9,000万人という社会に向かって突き進んでいかざるを得ないだろうというのが日本の将来だ。2050年という将来は我々にとってはかなり先だが、私たちは人口のピークを現役

世代で迎えて、これから後の世代の者がいるということは忘れてはいけない。人口のピークを現役で迎えてしまった我々は、少しでも人口が減っていく社会への展望を切り開いていく必要があるのではないか。それは私たちの責務なのではないか。私は常にそれを考えている。実はそのことは、伊賀市が合併に取り組む時の当初からの理念だった。

5 ページをご覧ください。 私が初めて伊賀に来た当時、議員研修会で話した内容が記載されている。有史以降初めて直面する人口減少社会なので、今までとは違う仕組みを合併の際には作っていかなければいけない。合併することが目的ではなく、合併はあくまでも手段であって、どういった社会を作っていくかということをみんなで検討していこうということで、2002 年 6 月～2003 年 1 月まで全て民間の委員の方によって 2025 年を目途としたグランドデザインを策定した。これは他の合併協議とは全く性質が違ったものだった。要するに、行政職員に手伝ってもらってはいたが、公募をベースにした市民の皆さんによって、合併は手段であって目的ではない、どんな市を作っていくか、当時、2025 年にはおそらく人口統計上は伊賀市の高齢化率が一番高い時期と目されていて、こんな遠い将来のことを考えてもしょうがないという議論もあったが、データ上は 2025 年が伊賀市内で一番高齢化率が高くなる時という想定だったので、その時に生き残れるまちを作るために何をすべきなのかという基本構想を、まず作ったのが 2002 年 6 月～2003 年 1 月だ。その時に、補完性の原則、いわゆる「家族や地域などの小さな単位で可能なことはそれに任せて、そこでは不可能もしくは非効率なものを、市町村や県、国などのより大きな単位が行う」ということを基本理念として、健康・福祉、生活・環境、教育・文化、産業・交流とともに分権・自治という部会を作って検討をした。右肩上がりに人口が伸びていく、日本全体で言えば 1995 年に 15 歳～64 歳人口がピークを迎えるまでの間は、黙っていても所得税を中心とした税収は毎年働く人が増えていくので上がっていった。その時のやり方をずっと続けていくことは既に 1995 年の段階でダメだった。それと決別をして新しい仕組みを作っていく必要があるのではないかということから、分権・自治での検討の中で、協働という概念であるとか、規模を大きくするものと、規模を小さくするもの、広い地域で効率的に処理するものと、狭い地域で有効に処理できるもの、こういうものに今までやってきたことを仕分けした。そして、実は狭い地域で有効に処理できるものというのは、かつて住民の皆さんがやっていたことなのではないか。だから住民の皆さんでもできるのではないか。しかも、昔はタダでやっていたようなことが 50 年経ってお金になるような、そういうものに変わっていないか。そういったものをやるためには、自治会を中心として、地域の様々な団体、それから、何かやってみたいという個人の方、企業の方、そういう方を全部含めた住民自治協議会というものがなくなるのではないだろうかというようなことを議論した上で、2004 年の 11 月 1 日に合併した。

6 ページの下部に記載してあるが、自治体が今まで色んなことをやってきた。ただそれが、行政としての説明責任を負うことになった。そのことによって、いわゆる P D C A のサイクルをまわすことになった。「Plan (プラン)」については、市民参画はものすごくされている。アンケート調査を実施したり、公募の市民の方にご意見をいただいたり、様々な形で Plan についての市民参画が行われている。そして、「Check (チェック)」については、当然のことながら選挙権の行使、そして様々な市民の権利として地方自治法等に記載されている。ところが、「DO (ドゥー)」の部分については、右肩上がりでずっと税収が上がっていく時に DO の主語というものを一切考えなかった。Plan を作る時に様々な形でみんな意見を言うが、DO の部分の主語は誰も言わなかった。DO は市がやるに決まっているからと、それを 30 年、40 年やってきたわけだが、本当にそれで良かったのか。DO の主語は市とともに「住民」というのもあり得るのではないか。地域の様々な団体というのもあり得るのではないか。その DO の部分の参加というものを考えるのが、協働だろうと考えている。

7 ページの理念という部分にあるように、人口が落ちていく時代に各主体（市民、議会、市）が覚悟を決めようということで、その覚悟を表明したのが第 7 条や 13 条、14 条のような条文。そして、その時の伊賀市のルールを定めようという部分が、第 3 条、4 条。詳細は条例の冊子をご覧くださいと思うが、私自身この伊賀市の条例でお話することが多かった。あえて他の市でもさせていただいた。それによって伊賀市の住民の皆さん、市役所の皆さんが自治基本条例について、他の市の皆さんにお話をされる。そのことによって、より理解が深まるだろうと思っていたので、あえて伊賀市の自治基本条例を他の所でも P R していたし、実際、これほど精緻な条文を持つ基本条例は全国的にも珍しいものなので、その意味で言うと誇っても良いものだろうと思う。ただ、それがあの合併の熱量の高さを示したものだだったので、今となると少し重いかなどというものも存在しているし、実際しんどいということもあるのだろうと思う。その話は最後にまとめさせていただくとして、先ほどの P D C A の話から言えば、「理念」、降りていく時代への各主体の覚悟を表明する部分と、「今後の市政運営の原則」、そして P の部分、「Plan への市民参加」は第 6 条を前提に第 15 条～第 20 条まででまとめている。そして今日こうして住民自治協議会の皆さんにもお集まりいただいているように、「Do への参加」というのが一番課題だというふうに考えられたので、第 4 章の住民自治協議会の部分を最も分厚く書いていて、その時に情報共有や、自由な参加、活動方針を作らないといけないといった話を 7 ページに書いている。

8 ページにある住民自治協議会の模式図、住民自治協議会の要件といったものをベースにして、合併は手段であって目的ではない、2025 年に生き残ることができる自治体を作るためには、狭い地域でなければ有効ではない仕事はできるだけ市民の皆さんでやっていただけるような体制を作っておかないといけない、そして広い地域でなけ

れば効率的ではないこと、つまりそれはニアリーイコールセーフティーネットだと思うが、そのセーフティーネットは広域の伊賀市という自治体で、公の立場でこれからも担うという仕組みを作っていないと、2025 年には伊賀市が存続できないのではないかと、そんな危機感すら持って議論を進めていた。

ところが、9 ページにあるように、「Check への参加」については、自治法記載のもの以外で言うと、第 56 条、第 57 条で盛り込んでいるが、一番課題になるのは「基本条例の Action」の部分。基本条例自身を見直して次の部分に繋げていくという Action にあたる第 7 章の部分で、見直しをちゃんとかけるところが必ずしも十分なされていなかったことが、大きな課題なのではないかと思う。

ただ、その後の見直しというのが 2012 年に行われている。1 回だけ行われたわけだが、そこで住民自治協議会の部分も見直そうということだった。その内容について、9 ページからまとめてある。その中でも特に、10 ページの「改正案の一部修正」というものが議会で諮られた。第 26 条の 2「住民自治協議会の役割と責務」というものを、議論をしていた時には、住民自治協議会の当時の代表者の皆さんからは、住民自治協議会の役割と責務というものをきちんと書き込んでおく必要があるのではないかということで、こういう条文を付け加えるべきだという議論をさせていただいた。しかし、この改正案の第 26 条の 2 については、少し時期が早いのではないかという議論が市議会の方で出た。そして市議会でこれは削除されたという経緯がある。色々と議会の方もお考えいただいた部分であろうと思うが、私はこの議論を聞いていて、住民自治協議会の皆さんが第 26 条の 2にあるように、「会員がまちづくりに参加しやすい環境を整備するように努めなければならない」、そのためには、「決定した内容を地域内で情報共有しなければならない」とか、「まちづくり計画を策定、変更する場合は会員が意見を述べる機会を設けなければならない」といった、これはかなり各住民自治協議会にしてみると、義務を課すような形になるので重いことかもしれない。しかし、これを当時の住民自治協議会の代表者の皆さんが、こういう条文があると良いということで考えられていたということに、私は当時敬意を表したい気持ちだった。ただ、これは重すぎるという議会の判断も分からないでもないということだった。

それ以降、伊賀市の自治基本条例について具体的に条文を触るという機会はなかった。ただその分、ものすごい勢いで、狭い地域の小さな自治という考え方が国レベルでも浸透してきている。例えば、皆さんもご存知の通り 14 ページにあるように「地域包括ケアシステム」というものがある。これは伊賀市の場合には、特に社協さんが住民自治協議会の所に行かれて、この地域包括ケアシステムを中心に小さな自治の実現に向けて取り組まれている。地域包括ケアシステムで、「医療」はある意味在宅で看取るとうことで、医師との連携が必要なので、そういう意味で言うと市が責任を持ってやらなければいけないことだと考えている。それから、「介護」が必要になった時の介

護施設の整備、これも社会福祉法人と一緒に市がやらなければいけないことだと考える。ただ、これから急速な高齢化とともにものすごく地域でニーズが高まっているのが、「生活支援」や「介護予防」だろう。お年を召してくると、今まで単純にできていた電球の交換ができなくなる、ゴミ出しができなくなる、日々の買い物ができなくなる、病院に行きたくても行けない。そういった人たちがものすごい勢いで地域に増えつつある。それを昔のような形で伊賀市の福祉セクションと社会福祉協議会が一手に担うということはもはや無理だろう。私は、この生活支援や介護予防の部分こそ住民自治協議会で色々と担える部分だと考えている。それが先ほど申し上げたように、実はかつて住民の皆さんでやっていた部分で、地域内で移動困難者の支援であったり、買い物支援であったり、そういった風土を作っていくというようなものが、この地域包括ケアシステムの一番の基盤。これを伊賀市の住民自治協議会ではできるという、そういう主体になっている。柘植のまちづくり協議会がマックスバリュートウキョウとタッグを組んで買い物バスを運行するような事例も、住民の皆さんがなぜ買い物バスはないのだろうということで、それなら買い物バスをやってみようということで始められた。それが全国のモデルにもなったし、伊賀全体で買い物バスを考えようという契機にもなった。時代は確実にそっちの方に向いてきていると思っている。

そしてそれとともに課題になっているのが、12 ページに記載している「学校」。安倍内閣の2020年の第2次地方創生総合戦略では、高校生を地域で支える人材として養成するというのが1つの目的になってきている。13 ページにあるように、小・中学校というのは元々、地域課題を解決して地域の様々なことに参加していくということを総合学習の時間でやってくれということを言っているの、そうすると、小・中・高と子どもの発達状況に応じて地域との関わりを系統立てて学習する機会を提供することができるようになっている。ではこれを昔のように学校の先生に全部やってもらうのかといたら、学校の先生は本来、教室で学習指導要領に基づいた教科書の内容を教えるのが学校の先生であって、こういった、地域を素材とした学習の機会というのは、地域の皆さんで提供する。このための組織が伊賀の場合は、既に住民自治協議会、まちづくり協議会として存在している。これは、今ものすごく大きなチャンスを迎えてきているのだなと私は思っている。その観点からDoの部分で、今日もこれだけ住民自治協議会の皆さんに入っていて、これからの住民自治協議会をどうあるべきか、別建ての条例にするのかということも含めてこれから検討されるということについて、すごく良いことだと思っている。

理念の部分だということと言うと、15 ページにあるように時代に即した自治基本条例の見直しをやっていかざるを得ないだろうと思う。例えば、第29条～31条をご覧いただくと地域振興委員会はどういうものだろうということ。そして、住民自治地区連合会についても性格をはっきりとすべきだと思っている。そして、合併時の熱量の

高さがかえって足かせになっていないかというのは、例えば第 57 条の外部監査。これは議論をしていた時には、新しい自治体としてはお金の使い道を外部監査することは絶対必要だと考えて外部監査の条文を入れたわけだが、その後これを具体化しようというふうに市の皆さんもお考えいただいたが、この外部監査をやるとなると実はとんでもないお金がかかる。また、その後、様々な法律で行政の説明責任、財務情報の公開であるとか、そういった法律上の義務が市に生じることになって、必ずしも外部の包括監査というものをきっちりと持っておく必要は、私はないという気がしている。だから、そのお金はもったいないだろうということで、この部分は今回削っても良いのかなとも思っている。やはりこの合併の時の熱量の高さが反映した部分であろう。もう 1 つ申し上げると、第 16 条の計画策定における市民参加の方法。これもすんなり読むとパブコメの内容だろうという感じだが、そうではない。第 16 条では「その手続きを公表する」となっている。要するに計画を作る時にどんな手続きをするか、つまり審議会を作るのか、あるいはアンケート調査をするのか、パブコメは当然するものとしても、そういった策定の時の手続きをまず公表して、それについて市民の皆さんに意見をもらう。そしてその後、計画ができたなら、あらかじめ計画案を公表して意見を求める。この第 16 条第 2 項の部分が通常のパブリックコメントになる。伊賀市以外の自治体は第 16 条第 2 項の部分でパブリックコメントという市民参加の手続きを規定している。伊賀市は違う。手続きでまず第 1 段階のパブリックコメントを求めて、そしてできた計画案で第 2 段階のパブリックコメントをとる。要するに 2 段階パブリックコメントになっている。これは市の皆さんはすごくしんどい思いをされているはず。通常であれば計画策定のパブリックコメントの期間を 1 ヶ月見込んでおけば良いが、2 段階だと手続きでもう 1 回パブリックコメントをかけるので半年は計画の期間が延びてしまう。そういう条文になる。これは日本全国広しといえど伊賀市しか持っていないはずで、これをどうするのかということは、パブリックコメントで市民に求められていることを踏まえた上で考えていく必要があるのではないかと。そういった条文があり、これから見直しをやっていくことになるわけで、忌憚のないご意見を言っただければと思うが、合併当初はこのような熱量であった。

合併当時、議員の在任特例により、合併の期日が 11 月まで延びたことでひと夏空白期間ができた。その間合併協議会は何をやるのだということで議論をした時に、今までさんざん議論してきたことを自治基本条例という形でまとめてみようということで、議会の代表の方にも入っていただいて、議会の理念の部分などは議会でまとめていただき、議会基本条例の案を作り、それを合併協議会という法定の組織で承認を得た。伊賀市は新設合併だったので、旧市町村の法人格は一旦全部無くなり、新しい「伊賀市」という法人格ができる。合併協議会で OK と言っているのであれば、職務代理者である人が合併期日の 11 月 1 日に伊賀市条例第 1 号「伊賀市自治基本条例」として専決処分をすると、こんなに格好良いことはない。新市の基本を定める条例が伊賀市

条例第1号となるとこれは良いと、法定の協議会がそれでいこうと決議していたので問題ないと思っていたが、在任特例でたくさんになった議員の皆さんが、自分たちが新市の議会で自治基本条例を再度議論するということで、残念ながら自治基本条例は伊賀市の条例第1号にはならなかった。そして合併後の70人くらいの議員さんで議論をしていただいたわけだが、この自治基本条例についてはほとんど議論が無く12月24日にかなり混乱している中で議決されたと聞いている。その年のクリスマスプレゼントをもらったと私は思っている。

時間が延長しましたが、以上で自治基本条例の意義と課題についての話を終わります。

(委員)

改正案26条の2のことで、市民活動をしている方々と話す機会があり、ご承知の通り伊賀では市民活動をしている人と住民自治活動をしている人、両方されている方がたくさんいて、その中で出た話では、これは削除されるべきではなかったという意見が非常に多かった。この問題はもう一度やはり非常に大事な内容なので、このような内容は盛り込まれるべきだと個人的には思う。それと、住民自治協議会ができて、スタートして最初に携わった人とも知り合う機会が多かったのですが、何年か経た中で、元々は24条に書かれているようにその地域に住む人が全て入るという、そういう理念に基づいたもので、それを大事にしてみんな参加していたが、いつのまにか代議員制になってきた。自治基本条例の補完性の原則や情報の共有が大事にされているにも関わらず、言葉が悪いがそのうち骨抜きになっていったようなことをもう一度反省して、条例を変えることは良いと思うが、中身のある形で、孫の世代がこの地域に住んで良かったと思えるようなまちづくりができるような、その土台になるような憲法であるべきと思う。そこをめざして皆さんと論議を進めていきたいと思う。代議員制に切り替わっていった流れというのは先生の覚えている範囲で教えていただきたい。

(副会長)

代議員制もとれるということだった。伊賀市の住民自治協議会は旧の上野市のように、ものすごい人数がいるような所では直接民主主義は無理だろう。島ヶ原ならひょっとするとできるかもしれない。だからそのサイズに応じて、どういうやり方をやったとしてもちゃんと市民の責務というものを果たす、そして住民自治協議会の役割を果たすということであれば手続きの部分については代議員制度もあり得るという形だった。ただ、隣の名張市は基本が代議員制度でやっているということもあったので、伊賀市でも代議員制度を入れる所が多かったということも確かだったと思う。自治会の総会みたいなものなので、親和性はあったのでそういう形が伊賀市の住民自治協議会の中でも広まっていったということは確か。ただそれが悪いとは一概に言えない。それよりも住民自治協議会は地域の意見を言う、地域の様々な利害を表に出す役割も

あるが、それ以外に自ら自分たちの課題を解決して動くという所に重要性があると思っているので、その部分とさらに説明責任を果たせるような仕組みが、この自治基本条例の改正でやっていくのか、それとも新しい組織条例を作るのか、そこは議論があると思うが、そこでより説明責任を果たせるような仕組みが、削除された 26 条の 2 項のような文章を参考にしながら入れることができれば、私はそれで良いような気がしている。今後の議論だと思う。

(委員)

別の組織条例を作るというのもこの審議会で論議されて良いのか。可能性として良いのか。

(事務局)

はい。

(委員)

わかった。

(会長)

補足すると、別の組織条例についてもし必要ということになれば、条例自体を検討するのは別の場ということになると思うが、自治基本条例に何を残し、何を別条例にするか、そこまではこの審議会の守備範囲に入ってくる。

(2) 条例の見直し検討について

(会長)

それでは(2) 条例の見直し検討についてですが、これまで、総合計画審議会で審議してきたことを私から説明し、共通のスタートラインに立たせていただきたいと思います。

委員の皆さんに冒頭で共有を図らせていただきたいと思いますことは、2点ある。1点目は、これまでの総合計画審議会における審議の経過を踏まえ、そこを出立点にして議論を再開させていただきたいという点。どこまで審議が進んだのかということについては後ほどお話をさせていただく。もう1つはこの審議会の所掌について。資料1で条例の第2条に所掌事務の規定がある。ここにあるように自治基本条例の見直しに関して委員の皆さんに活発にご議論いただくことになる。他方で住民自治のあり方や住民自治協議会に対する支援のあり方といったことについては、この審議会の担当ではありませんので、そのものについて議論いただく場でないということについて認識を共有させていただければと思う。

では、それぞれについて補足説明させていただく。

1点目は、今日この自治基本条例審議会が発足したわけですが、ゼロから議論するというのではなく、従来総合計画審議会でも審議を進めてきたので、その到達点を皆さんと共有させていただいて、そこを再スタートのスタートラインというふうに設定させていただければというふうに考えている。

【資料3】に基づき、これまでの検討経過について説明。

【大きな方向性】については、また後ほど説明させていただくが、**【審議の内容】**をご覧ください。

伊賀市自治基本条例見直し方針「見直しの主なポイント」に基づき、検討部会及び総合計画審議会でも審議を重ねてきた。「見直しの主なポイント」については、参考資料1にある。2018年の2月に先の総合計画審議会において作成した。これについては、パブリックコメントを実施し、市長に対して答申を行った。ですので、この「見直し方針」は現状、効力が生きているので、まずはここが私どもの審議会としても出発点になると考えている。

資料3に視点を戻していただき、**2ページをご覧ください。**1つの論点は、条例の構成について分かりやすくスリム化を図るということにあるかと思う。先ほど副会長から、精緻な条文を持つ条例として誇ってよいという話があったが、私もまさにその通りと思う。ただ、伊賀市の自治基本条例は、三重県内はもちろんのこと全国においてもかなりトップランナーの方で制定がされたので、今日的な視点で見た時に果たしてそれが時代に沿った条例になっているのかということについては改めて今日的な視点からの点検、必要であれば改正が必要であろうと考えている。

1ページをご覧ください。**【大きな方向性】**という所だが、条文数が多く複雑で分かりにくいことがある。もう1つは、基本条例とはそもそもどういう条例か。並の条例ではなく、基本条例であることにどういう意義があるのかということを経前、総合計画審議会においても議論させていただいた。条例冊子の1ページをご覧くださいと、まちづくりのための大切な考え方として、基本理念や基本原則というものを定めるのが自治の基本条例だというふうにある。こうしてまちづくりの基本理念や基本原則、基本的な枠組みを定めるのが基本条例だという側面が1つある。

もう1つは資料3に目を戻していただきたい。良く言えば自治基本条例に定めがあると制度的に安定するという側面がある。並の条例ではなく基本条例に定めるということは意義としてはそこにあると思う。例えば、教育基本法に定めている基本理念、基本原則が早々簡単に変わって良いものかと言うと、どう政権が変わろうと大事にしなければならぬ教育の基本理念、基本原則を定めるのが教育基本法であろうと思う。他方で、具体的に小・中学校に対して何を教えるのかということについては、その都

度の時代の要請や状況に合わせて変更しなければならないものなので、そうした情勢に合わせて変更しなければならないものは基本法にはあえて定めることなく、しかも法律にさえ定めることなく告示にすぎない学習指導要領で定められている。基本条例に定めることによって、制度として、あるいは考え方として安定させておかねばならないものがある。その一方で、その都度の状況に合わせて変更を適宜加え続けていかなければならないものもある。そうしたものについて、きちんと分けをして、何を基本条例に定め、何を基本条例ではないその都度の状況に合わせて変更可能なものに定め移していくのかということについて今後考えていく必要があるのではないかと考えている。資料3の【大きな方向性】にあるように、自治基本条例を本来の目的である「理念条例」とする、自治基本条例には基本理念、基本原則を定める。簡単に変えてはいけないうものについてしっかりと定めておく。他方で、時代の状況に合わせて変えなければならないものについては、容易に変更が可能な法形式に改めておく。そうしたことが今後の見直しの方向性になるのではないかと考えている。これについては、「見直し方針」の中にそれ自体として盛り込まれているわけではないが、総合計画審議会においては審議いただき了承をいただいている。では、具体的に何を残し、何を別条例とするのかということについては、先ほども議論があったように今後の検討なので、ここでは大きな方向性として今後の自治基本条例のあり方としては、簡単に変えられない基本理念を定める理念条例にしていくのかということについて、皆さんと共有させていただければと思う。

2点目ですが、この審議会の担当する課題は自治基本条例の見直しに関する事項であり、住民自治組織のあり方やそれへの支援のあり方についてはこの審議会とは別の場で審議・検討されるものであって、この審議会の担当ではありませんということについても皆さんと最初に確認をさせていただきながら進めていければと思っている。

【資料3】の【審議の内容】(2)自治組織に関する視点にありますが、これまでの検討で言うと、「伊賀市における自治組織のあり方に関する報告書(2010(平成22)年3月)」に基づき、住民自治地区連合会の規定について検討していくことになる。別の場で既に審議していただいたものを受けて、この審議会として条例にどのように定めれば良いのかということ、あるいは定める必要がないのかということについて議論いただくのがこの場だということになる。また、支所の規定(37条)についても、伊賀市の地域行政と支所のあり方検討部会、これは行政の部署としても別の部署が持っているが、この検討部会でまず支所の存廃について審議・検討していただいて、その結果を受けて私どもこの審議会では自治基本条例にはどうするのかということについてご議論いただくということになる。せっかく今回は住民自治協議会の皆さんにもこの審議会に参画いただくことになりましたので、ぜひとも普段どのような課題を抱えておられるのか、あるいはどういう条例の規定になると活動がしやすくなるのかといったことについて活発なご議論をいただきたいというふうに思っている。ただ、繰り返

しになるが、住民自治のあり方そのものや、それへの支援のあり方そのものについては、あくまでこの審議会の守備範囲ではないということについて皆さんと確認をさせていただいて、その上で審議を始めたいと考えている。

以上、2点についてご説明させていただいたが、これらのことについてご意見、ご質問あるか。

(委員)

今、私たちが協議しなければならない範囲をお示しになられたかと思うが、私たちは、「ヒト・モノ・カネ」の3つの柱が整って自治協活動ができる。その中で、モノの制度だけを論議しても中々充実というのはできないので、範囲をすこしだけ拡大していただきたい。その中で、自治基本条例ということで理念条例にすることで良いかと思う。具体的なことは別の所で定めるということについても賛同するが、基本的な「ヒト・モノ・カネ」については枠を作っていただきたい。方向性を入れとかないことには、私どもの活動について箱だけあってもできない。改正案の26条の2について、議員さんがそこまで成熟していないという判断で削除されたのであれば、成熟していないということが何故成熟していないという考えになったか、モノがあってもヒトとカネがないから成熟していないのではないか、このあたりも検討が必要だと思う。制限的なことだけで進めていただきたくないということをお願いする。

(会長)

非常に大切なことだと思う。私の説明が不十分であったかと思うが、資料3の一番下をご覧ください。住民自治協議会に関する規定について、全て別条例にするということを考えているわけではなく、移すことを検討するにしても基本的な部分は自治基本条例の方で規定し、詳細については別条例で定めるというのが一つの考え方と思っている。では何が基本的な部分なのかということについてはこれから皆さんのご意見を伺いながら確認していくということになると思うので、またその場でぜひご発言いただければと思う。

(委員)

ありがとうございます。私どもの憲法が自治基本条例と認識しています。

(会長)

ありがとうございます。他、いかかでしょうか。

(会長)

この審議会としましては、自治基本条例について、先の総合計画審議会から引き継ぎながら再スタートということになるが、まず2点については委員の皆さんに共有し

ていただけたというふうに考えてよろしいか。

ー異議なしー

(会長)

ありがとうございます。

【資料3】、【資料4】に基づき、今後の進め方について説明。

資料3、1ページの【審議の内容】という部分をご覧ください。見直し方針でどのようなことが定められたかだが、第1に「基本的人権の視点」がある。これは、基本理念、基本原則を自治基本条例に定めるものだとするれば、そもそもにおいてこうした視点が定められている必要があったのではないか。これも自治の基本理念、基本原則にあたるだろうということで、今回盛り込んだらどうかということについて審議をしてきた。「(2) 自治組織に関する視点」については、先にご説明させていただいた通り、別の部署で審議・検討が進んでいるので、それを踏まえて条例の規定のあり方についてもおそらく見直しをかける必要が出てくるだろうと考えている。

2ページの「条例の構成、協働によるまちづくりの視点」については、これも先にお話させていただいた通り、見直し検討のめざす大きな方向性としては、理念条例にするということでこのような記載を置いている。また、「(4) 新たな視点」にあるように、この間の情勢の変化を受けて、新しく規定に盛り込む必要があるようなものがあるのではないか。そうしたことから新しい視点をいかに自治基本条例に位置付けていくかということが今後の検討課題だろうということで示してある。

これを受けて、**資料4をご覧ください。**

検討の進め方については、皆さんと相談させていただくことになると思っている。ご覧いただいているように、検討の進め方として、まずもってこれは元々置いとかなしいといけなかったものだろうというものや、あるいは、これは直ちにでも見直すべきものだろうというものについては先を待つのではなく、速やかに改正をはかってはどうかというものを(1)に示している。

他方で、そんなに先を急ぐことなくじっくりと皆さんとも議論しながら、また、地域の皆さんの声も聞きながら検討を進めていかなければいけないものもあるかと思う。そうしたものについては、今回の改正という形で先を急ぐのではなく、引き続き次年度、次々年度を見据えて検討を進めていくものを分けて、(2)として示している。

自治組織に関する規定として、どのようなものを定め、他方で別条例にするとしたら何を別条例に移していくのかということについては、今後別の所でも行われている議論の行く末を見据えながら皆さまと検討していく必要があるので、ここについてはあまり先を急ぐことなく引き続き皆さまと検討していこうと思っている。

(1)をご覧ください。では、どのようなものについて今年度の改正をめざし

て速やかに検討進めていきたいかというのと、まず、①人権の視点。これは自治の基本理念、基本原則として元々あって良かったもの、なければならなかったものに当たるのではないかと皆さんとも理解が共有できるようなら、早速にも検討を進めていきたいと考えている。

②新市建設計画が終了するため、これに伴い必要の無くなったものについては、少し時間のかかるものとは分けて、早速にも改正をはかってはどうかと考えている。

③新たな視点は、近年の自治法改正や制度改正に伴って、例えば元々総合計画なら地方自治法に根拠があったものだが、総合計画に基づいたまちづくりを今後進めていく上では、伊賀市の憲法としての自治基本条例にしっかりと位置付けた上で進めていただくのが良いだろうというふうに考えている。こうしたものについても早速にも検討を進めてはどうかと思っている。

④支所に関する規定については、どこで結論が出るかというところにも依ってくるが、結論が早々に出るようならそれに合わせて条例改正もはかってはどうかというふうに考えている。

このように早速にも今年度中に改正する方向で検討してはどうかというものと、少し長い時間をかけて皆さんと活発な議論を交わしながら引き続き検討していくというものを分けて対応をはかってはどうか、ということについて提案させていただきたい。

このことについて、ご意見、ご質問あればお願いしたい。

事務局から何か補足説明あるか。

(事務局)

今、会長から概要について説明がありました。まず資料4(1)として、今年度中に改正を行いたいもの①～④ということで記載しております。それ以外のものについては今年度もありますし、来年度以降も構成の部分ですとか全体的なことは詰めていきたいと思う。

(会長)

今日例えば資料4(1)についてお認めいただいたとすると、この通り改正することではなく、あくまで段取り、スケジュールについて、まず今年度に改正することを見据えて検討を早速始めたいものと今後引き続き検討を続けたいものと、段取りを2つに分けて検討するということについて本日はお認めいただければと思う。

(委員)

37条だが、支所廃止問題はまだ活動中で、これが改正されてしまうと抛り所が無くなってしまう可能性があるのでは、時期的にどういう改正になるのか。

(事務局)

資料3を見ていただきたい。支所のことで言うと、(2) 自治組織に関する規定に支所の規定について検討と載っているかと思う。そこにもあるように、庁内のあり方検討部会で、支所と地域行政についてどうしていくかということを今、検討している状況です。細かく言うと、元々、参考資料1の見直し方針として市が固めていく時に総合計画審議会でもご議論いただき、パブリックコメントもとりながら進めてきた。この見直し方針を総合計画審議会から市に対して答申をもらう時にも、支所のことや住民自治協議会も含めた自治のあり方については十分議論を進めていく必要があるということをつ帯意見として意見を付した形で方針をお認めいただいた。そういったことが前段としてある。それを受けて、地域行政と支所のあり方検討部会が庁内に設置された。そこで検討していく中で、令和2年に6つの支所を無くして地域振興センターにしていく案をお示しさせていただいた結果、地域の方からも支所は無くさないでほしいという声を市に聞かせていただき、今年度の6月議会でも請願が出され採択されたという状況を踏まえ、支所についてどうしていくかということを検討している状況です。その間も地域の皆さんと話し合いをしながら、市としての案をこれから示させていただくことになっているのかなと思う。

(委員)

検討の進め方については私も同意させていただく。ただ、①～③については私たちの委員の考え方で進めることができると思うが、④支所に関する規定については、市の内部機関での検討を私たちの誘導装置として使われる可能性がある。本来これについては、ヒト・モノ・カネの箱の中で重要な位置づけを付けて、請願まで出させていた項目です。ですので、これも私たちの総意を逆に検討部会に反映するというのが、本来のこの審議会のあり方かと思う。伊賀市の地域行政と支所のあり方検討部会について否定はしませんが、私たちの意見をそちらに反映させるというような方向で検討いただきたい。そのようなスケジュールで検討を進める。ただし市にとっては、12月議会、3月議会があるので、非常にタイトな調整が必要かと思う。

(会長)

次回のスケジュールにも関わってくると思う。スケジュールについて、後ほどお示しいただき、その上でご意見いただければと思う。

(委員)

議会のスケジュールが先に先行されると私どもはつらい。住民の意見が十分に審議された中で、議員が賢明な判断をされるということで、12月議会、3月議会にこだわらなくても良いのではないかというのが私の考え。

(委員)

今、委員が言われたように、11 月の中頃に全協があり、12 月議会において全協で報告された内容が議会に示される。そのように計画的に進められている。ところが、私どもの意見というのは、どこにどのように反映されているのかということになれば、非常に危惧する。この審議会で検討をしても、ここでの内容がそういう所へ反映していただければなら非常に良いが、この中で検討していることはそのままです。議会でやっていることはそのまま議会で進んでいく、ではどこがこのことについて中心的に方向性を持って協議をしてやっていくのかということ、中々難しいことかと思うので、そういった部分の調整を早急にしていただきたい。

(会長)

必要な交通整理かと思う。早速にも調整いただきたい。

(委員)

今、言っていただいたように、そういう問題が進んでいっていることは事実だが、そこに住民に説明があって、住民の理解がないと、行政マターでいってしまうことになる。確かに一度説明に来ていただいたが、具体的な話は何も無く、住民としてはあまり納得していない状況だった。12 月議会、3 月議会というのは本当にタイトなので、住民への説明を十分にされた上で一歩進んでいくという、その手続きだけは踏んでいただかないと、検討部会の結論がこうだったので進めていきますだけではなく、一番大事な住民への説明をしていただくというこの進め方をしっかりとさせていただきたい。ここで言うことではないかもしれないが。

(委員)

33 条の住民自治地区連合会について、これについて今、機能しているかどうかの論議は別だが、これを今やろうとしている連絡事務所とか色々な言葉というのは、法定支所ではない任意支所になる可能性があると聞いているので、そうなれば 33 条等色々なことを触っていく必要がある。そのあたりも私どもの協議の対象にしなければいけないし、連携した話だと思う。

(会長)

重要なご指摘、ご意見だと思いますので、まずどういうふうに進めていくのか、またこの審議会とどのように連携を図っていくのかということについては、やはり皆さんに十分に説明させていただくべきことだと思う。日程的にはかなりタイトなことになると思うが、次回までにそこは交通整理しておいていただいて、この審議会でもご説明いただければと思うので、よろしくお願いします。

(委員)

理念条例にするということについて異存はないが、会長、副会長にお伺いしたいのが、日本国憲法も随分ないがしろにされた状況も見てきた。裁判をしても、これはプログラム規定だから強制力がないということで排除されてきた。それが理念条例という言い方だと私は染みついている。だから、あえてここで理念条例ということは、そういう意味ではないだろうが、立派なことを書くが骨抜きにしますよと受け取る人もたくさんいるということを覚えておいていただきたい。それから、部落差別をはじめとするあらゆる差別というのは、条例が別にあると思う。ものすごく大切な条例だと思うが、あえて理念条例を持ち出して、構成で言うと下位にある条例の具体的な部落差別ということを書くというのは論理矛盾に陥っているのではないか。私は外すべきだと思う。

(副会長)

私は、部落差別をはじめとするあらゆる差別のないという文言を基本条例の中に盛り込むことというのはあっても良いのではないかと思う。重要なことについては、基本条例の中にもあって、別の条例の中にもあるということは矛盾していないだろうと思う。

プログラム規定だからということは、確かに日本国憲法ではよく聞かれる批判だと承知している。自治基本条例の場合に、それをプログラム規定、要するに実現しようがないものを並べているということは、そうでないようなものを作ろうというのがこの審議会だと思いますので、そのことは十分に注意しながらこれから議論していかなければいけないだろうと思う。

(委員)

理念条例というどうしても努力規定という意味合いを持つ面がある。規則力が非常に弱い。逆に言うとどのようにも解釈されてしまうという危険性だけは考えていただきたい。

(委員)

あくまでこれは条例なので、日本国憲法は法律ではないので、条例ならプログラム規定で排除されたり、これは理念条例だからという言い訳ができないような思想性を持った書き方をするとしたら、あえて理念条例と書く考え方をもう一度見直して欲しいと思う。

(会長)

資料3の裏面にスリム化ということで、整理していただいているが重要なものは他の法律に規定があったとしても自治基本条例の中に置いといても良いのではないかと個人的には考えている。理念条例というのは悪い意味ではなく、基本理念、基本原則

を変えられないものとしてしっかりと定めておくというような意味で捉えていて、それをどう具体的な方向に権利を保護したり、行政に対して義務付けるのかという所は個々の条例でそういう具体的な内容を定める。基本条例と個々の条例が体系性を保っているかどうかという所で担保していくものだと思うので、そこも可能であれば検討の対象になれば良いと思う。

(委員)

補完性の原則も整合性がとれていないようなことも市民レベルで話すこともあるので、そういったことも拾い上げてテーブルに出してご議論いただければと思う。

(委員)

自治基本条例で一番肝心な部分は補完性の原則だと思う。これに対して、仮に地域から市に要望を出した時に何ら回答が無い時がある。回答は必ずいただきたい。そうしないと市とタイアップしてやっていけない。地域も市の財政状況は分かっているので、必要最小限で身を切る思いで要望している。まずは、この基本原則をどのような形で考えているのか。言葉だけでは我々は分からない。

(会長)

基本原則、基本理念を簡単には変えられないものとして残していくとすれば、そもそもきちんと生きているかどうか私たちも検証したり、仮に生きていないとしたらどういうふうに位置付けていけば良いかということについても議論できればと思う。

(委員)

補完性の原則について、個人から世界の直線の中で、本来アンケートなり、住民投票なりは個人から市へ行くわけで、自治協や区は飛ばすことが多い。そういった直接性のことも住民自治であれば謳うべきだろう。私どもの立場としては直線の流れの中で、地域の総和のもとに、個人が家庭で決めて、家庭が区なり自治会で合意を得た上で自治協が活動していく。少数や新しいことについては、直接民主主義がありますので、そういったものもこの規定の中に含まれるべきかと思う。今年度改正を検討するものに加えたかどうか。

(会長)

今年度改正となると時間的にはかなり忙しいスケジュールで、やはり基本条例なのでこの場で決めるとか、議会だけで決めるというわけにはいかない。パブリックコメントをとったり、地域で説明していただくということが必要だと思うので、今ご提案いただいたことについては、伊賀市の自治をこれからどう組み立て直していくのかというところで引き続き検討させていただくというのが適切かなと思う。

(委員)

急ぐべき改正というのは、一部改正をするということか。全体は2年かけてやっていくのか。

(会長)

スケジュールについて事務局から説明をお願いする。

(3) 当面のスケジュール

(事務局)

【資料5】当面のスケジュールについて説明

(会長)

みんなでしっかり議論して納得した上で改正しようというものと、今の段階でほとんど異論無く皆さんで進めていけるものとあろうかと思う。とりあえず今年度というものについては、おそらくそんなに皆さんと議論ということはなく、それは大事だね、あるいはそれは削除して良いよねと、異論無くお認めいただけるようなものについては先行して今年度中の改正をめざしてはどうかということでご提案いただいていると思う。

(会長)

議事全体を通して、委員の皆さまから何かございませんか。
よろしいでしょうか。

8. その他

(会長)

それでは、事務局から「その他」の事項についてお願いします。

(事務局)

会長ありがとうございました。

それでは、委員の皆さまに2年間の長丁場になりますがよろしくをお願いします。

事務局から1点、次の審議会の日程を提案させていただきます。

- ・第2回：12月1日（水）午後1時30分～
- ・第3回：1月27日（木）午前10時～

(会長)

年末年始のお忙しい時期で恐縮ですがご参集いただきますようお願いいたします。

それでは、進行を事務局へ戻します。

閉 会

(事務局)

企画振興部長の藤山です。よろしくお願いします。冒頭、別の会議があったため、遅れて申し訳ありませんでした。本日は色々と自治基本条例の改正について、今後の進め方であるとか内容等についてご協議いただいたことと思います。少し長丁場になる部分もあるかと思いますが、できる限り早く改正の方を進めていきたいと考えておりますので、どうぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。